

# コミュニティたけの規約

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、コミュニティたけの（以下、「本会」という。）と称し、事務所を竹野地区コミュニティセンター内に置く。

(目的)

第2条 本会は、竹野地区（以下「地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区の課題を解決し、活性化を図るための事業
- (2) 地区の課題解決に向けての協議、学習等に関する事
- (3) 会員相互の連携に関する事
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事

## 第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区に居住する住民
- (2) その他会長が必要と認めるもの

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 三役会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(総会)

第6条 総会は、代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。臨時総会は、会長が必要と認めるとき、代議員の3分の1以上から請求があったとき又は監事から開催の請求があったとき開催する。
  - (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事
  - (2) 役員を選任・解任に関する事
  - (3) 規約に関する事
  - (4) その他本会の重要な運営に関する事
- 4 総会は、代議員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状を提出した代議員は出席とみなすものとする。
- 5 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 6 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した1名と議長とともに署名押印する。
- 7 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(三役会)

第7条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織し、緊急を要する事項で役員会の開催が困難な場合のほか、役員会の円滑な進行を期するため会長が招集する。なお、緊急決定事項については直近の役員会に報告し、承認を得なければならない。

(役員会)

第8条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(専門部会)

第9条 本会に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の詳細は、別に定める。

### 第3章 代議員

(代議員)

第10条 代議員は、各区区長及び当該区長が区内から推薦する者とする。

- 2 代議員の定数は、60人以内とし、女性の参画が得られるよう努めるものとする。

(代議員の任務)

第11条 代議員は、定期総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 4名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名
- (6) 部会長 各部会1名
- (7) 副部会長 各部会1名

- 2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第14条 役員は、総会において選出する。なお、幹事については、うち1名を竹野地区区長協議会長とする。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (5) 幹事は、第8条に規定する事項を審議するとともに、各部会が実施する事業の掌握と事業の適否を検証する。
- (6) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (7) 監事は、本会の会計及び業務の監査を行い、これを総会に報告する。
- (6) 部会長は、担当部会の運営にあたる。
- (7) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第5章 財 務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 雑 則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が役員会に諮り、別に定めるとともに直近の総会にて報告する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年12月19日から施行する。
- 2 本会が設立された日に就任した役員の仕事は、第16条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。
- 3 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成30年5月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 本会規約第16条第1項に定める役員の任期は2年であるが、本会の組織再編に伴う新組織体制の始動を令和4年度に控えているため、今定期総会において承認された役員の任期は、令和4年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年10月9日から施行する。ただし、第4条第2号、第9条見出し、同条第1項、同条第2項、同条第3項から同条第9項までの削除、第10条第1項、同条第2項、第12条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第3号及び同条第5号の規定は、令和4年4月1日から適用する。